

平成 31 年 3 月 31 日

公益社団法人

愛媛県シルバー人材センター連合会

西条実施事務所

労働者保険法に基づくマージン率等の情報提供について

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正」により、派遣元事業者（当事業所）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。

（法第 23 条第 5 項）

対象期間 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月まで （小数点第 2 以下を四捨五入）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	223 人
派遣先の数	31 社
マージン率	22.8%
労働者派遣料金の平均額	8,957 円（1 日 8 時間当たり）
派遣労働者の賃金の平均額	6,916 円（1 日 8 時間当たり）
教育訓練等に関する事項	子育てサーポーター養成講座 接遇及び派遣事業基本事項講習会
その他	マージン率には以下が含まれます ・ 労災保険 ・ 有給休暇 ・ 教育訓練費